

防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令等の一部を改正する訓令案について

1 改正の趣旨

防衛力の抜本的強化のためには、これまで以上に個々の自衛隊員に知識・技能・経験が求められており、防衛力整備計画について（令和 4 年 1 2 月 1 6 日国家安全保障会議決定及び閣議決定）において、「サイバー領域等で活躍が見込まれる専門的な知識・技能を有する人材を取り込むため、柔軟な採用・登用が可能となる新たな自衛官制度を構築する」とされているところ、公務に有用な専門的な知識経験又は優れた識見を有する部外の人材を任期を定めた自衛官として採用する制度を導入し、また、部外の人材の採用の促進を図るため、防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令（平成 1 3 年防衛庁訓令第 6 4 号）及び選考による自衛官の採用の基準に関する訓令（平成 2 9 年防衛省訓令第 3 4 号）について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令（第 1 条関係）

ア 任免権者の定義に、任命権に関する訓令（昭和 3 6 年防衛庁訓令第 4 号）第 3 章第 1 節に規定する尉たる自衛官、准尉、曹又は士たる自衛官の任免権者を加える。（第 2 条関係）

イ 任期付隊員の採用のための身体検査について、自衛官については、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和 2 9 年防衛庁訓令第 1 4 号）第 2 条及び第 4 条の規定を適用しないものとする。また、当該身体検査の実施時期については、選考時に行うものとし、その基準は人事教育局長が定めるものとする。（第 4 条の 2 関係）

ウ 任期付隊員の採用計画の様式中、表題を「任期付隊員（自衛官・事務官等）の採用計画」に改める。（別記様式第 1 関係）

エ 特定任期付隊員の採用等の上申・申請書の様式中、「予定する号俸又は俸給月額」の次に「・階級」を加え、「防衛省の職員の給与等に関する法律第 6 条の 2 第 2 項」の次に「又は第 3 項」を加える。（別記様式第 2 関係）

オ 特定任期付隊員以外の任期付隊員の採用等の上申・申請書等の様式中、「

職務の級」を「階級又は職務の級」に改める。（別記様式第3から別記様式第6まで関係）

カ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 選考による自衛官の採用の基準に関する訓令（第2条関係）

ア 新自衛隊法第36条の2各項の規定により自衛官を採用する場合における基準を新たに規定する。（第2条関係）

イ 選考による1佐以下3尉以上の幹部自衛官（医師又は歯科医師である幹部自衛官を除く。）の採用基準について、文部科学大臣の定める高度専門士の称号を加える。（別表第1関係）

3 施行期日

令和6年10月1日